

白山中宮長滝寺と遠州浜松二諦坊牛王札公事の記録

松 本 秀 夫*

初めに 此処に取り上げる牛王札公事は¹⁾、石徹白騒動、宝暦農民一揆、北国白山騒擾等は²⁾、大きく取り扱はれ各種の研究書、出版等に依って明らかにされているのであるが、此の公事は(訴訟)対外的であるためか今迄取り上げられたことがなく、永い間埋もれていた秘史である。

此の記録は、地方史的なものではなく江戸初期に打出された各種寺院法度、別けても修験道法度が大きく介在していたと考えねばならぬ問題である。

幕府の宗教統制に依り中世仏教より近世仏教へと、又修験道に於いても本山派、当山派と、聖護院

三
之
峰

別
山

御 剣
前 峰

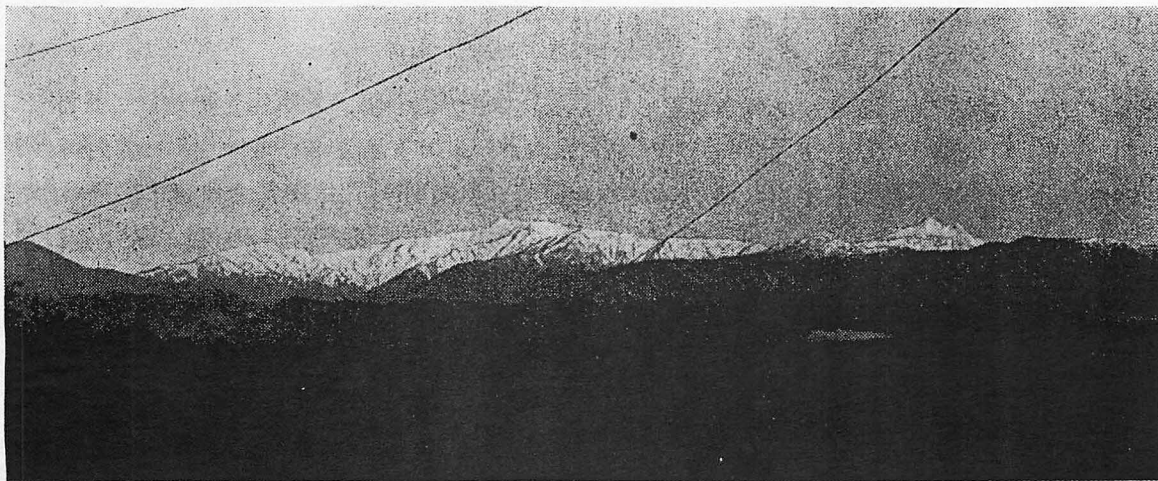


写真1 白山連峰

ひるがのハイランドより遠望
S47. 11. 1. 朝6時20分初冠雪

(天台) 三宝院(真言)に代表され統制を受け³⁾変容してゆく過程の中にあって、宗教自体がそして長滝寺が如何に対処したか、江戸初期に於ける変動期を涉ったか、これ等を背景として概要を述べ考察するものである。

公事の経過 寛永13(1636)年長滝寺坊中(以後長滝寺衆徒は坊中と表記する)と浜松二諦坊下と牛王札の発行、且那場に付いて本末を争い公事を取り結んだことに始る(以後二諦坊坊中は坊下と表記する二諦坊に付いては後述)坊中文書に依れば、寛永13(1636)年頃に(坊中文書とは経間坊、宝幢坊、若宮家諸家の文書を指す)⁴⁾

「遠州二諦坊と牛王之公事取結 則宝泉坊江戸へ罷下 同十六年に帰寺 又此子細は先達^{せんだつ}二諦坊と牛王之公事 寛永十三年に始り 同年五月江戸へ下り本覚坊 大日坊 円行坊 江戸に在り 其已後替々に御訴訟に相詰候へ共終不別理非」

宝幢坊文書

*岐阜県博物館協会

更に15(1638)年今度は逆に二諦坊より、上様御代参を妨害したと訴訟を起したのである。これに付いて坊中宝泉坊より前欠であるが、

「去年宮内(人名)白山へ参詣仕候を本寺に而留申候へば無意儀罷歸り候 其意趣以て今度二諦坊上様御代参と偽を申上候 近年宮内わがまま仕候儀 我等方より言上可仕と存候処に 却而伊路々々偽を申上候 子の年(寛永13年)且那より宮内卿代参を請取候得共 其年遅々仕候故 且那に被断 去年其代参に罷登申候 上様御代参は留不申処 御公儀へ偽を被申上候 弥にせ玉仕賦申儀 乍恐御尋被成可被下候」
若宮家文書

と寛永15(1638)年6月寺社奉行へ訴訟 同16年6月10日寺社奉行より申渡状が下り、上様御代参を押留めたのは曲事である依って宝泉坊及びその師弟共当年、来年中社参停止を申付けると裁定が下り、重ねて郡上藩主より黒印を以て

「宝泉坊儀付而 右京殿 出雲殿より御奉書被指遣候間 畏入之由 急度御請可差上候 委者 郡上へ申遣候間 可令相談候也⁵⁾」

と惣中へ念書が渡され長滝寺側の謂分は認められず、二諦坊側の勝訴と終わったのである。

此の間寛永13(1636)年より16(1639)年迄替々江戸へ詰めていた長滝寺側にとっては、多大の出費と心痛如何ばかりか。此の訴訟がなが引いたのも、寛永14(1637)年10月より翌年正月にかけ島原キリシタン一揆にて中断され、幕府自体も大きく動揺していた時であり訴訟が永引いた原因ともなったのである。

続いて寛永18(1641)年8月、此れ迄は坊中対二諦坊下であった訴訟が、長滝寺惣中より寺社奉行へ偽の牛王札を勝手に刷り駿、遠、参へ配り本地を犯していると三ヶ条からなる訴状を以て正面切って訴出たのである。

そして明るる19(1642)年江戸へ出府(寛永の大飢饉の最中)同21(1644)年12月2日石徹白御師の⁶⁾駿、遠、三河の御師の活動停止と評定所より申渡書が下り、これにて石徹白御師の活動も止ってしまったのである。

然し乍らこれにて解決した訳でなく、対二諦坊との対決は進展をみず、正保2(1645)年6月には一山の衆徒残らず17日間の護摩を執行し禪定を行い、六王子の社に一日一夜の勤行を行い牛王の公事のため祈禱し後江戸へ出府。

明けて3(1646)年3月更に4(1647)年8月寛永18(1641)年の訴状とほぼ同じ趣旨であるが⁷⁾

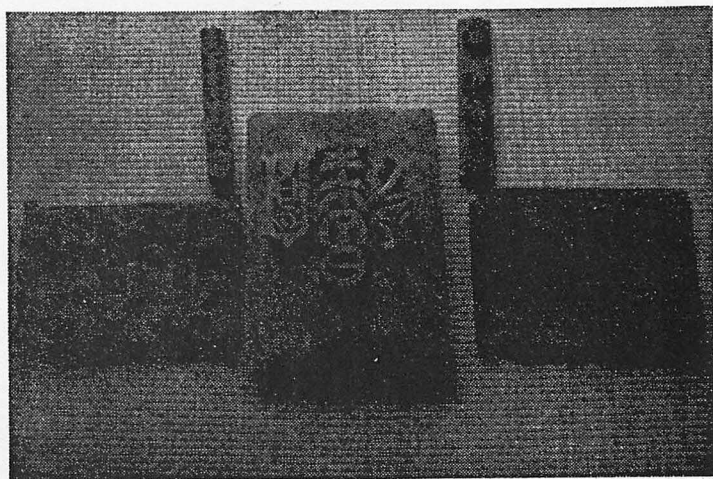


写真2 白山牛王宝印版木

①白山滝宝印 ②白山牛王宝印 ③白山牛王宝印

此の版木の滝の字に付いて争った 若宮家所蔵 S47.4.2.写

「 長滝寺惣中訴状⁹⁾

謹言上

- 一 濃州白山本地長滝寺牛王之儀に付 申上る子細は 遠州浜松二諦坊近年新板をおこし私□□□社致諸且那之押配り 本地をつふし可被申たくみ被致 何共迷惑仕候間申上る御事
- 一 白山牛王之儀は 開山泰澄大師長滝寺の滝之字を以白山滝宝印と被成 開板如法之通り開闢以来及九百余歳 毎年正月六日に一山之衆徒於神前致丹誠 社水を以牛王すり写則上様御祈禱をつとめ並天下安全之旨抽精誠 三河遠江駿河在々所々へくはり其施物を以本地今迄は相続申御事
- 一 先達職之儀は前々本地より許置候得共 権現様以来以 御朱印二諦坊先達被致候へとも 終牛王被配候儀は 無御座候処に 十ヶ年己来二諦坊新儀に私牛王被致 諸且那へ配り被申候儀 何方より牛王被申請候哉於白山は 前代未聞之儀に 御座候 はんきゆるされ候所も 御穿鑿被成仰付被下候御事
- 一 二諦坊より去年諸且那之被申越候は 申の年(21年) 御奉行様より白山本地役をも一円に被仰付則御書付頂載仕候間 長滝寺之者共老人も且那方へ入申(間) 敷旨守護 代官衆え堅申入 則同行共より廻文をまはし 私牛王配り本地役を悉押へ取被申候 先達職と申は 参詣の道者衆より役銭を取り 其外精進屋之諸道具こりかたひら 又新立道者之浄衣以下所務被仕候 是れは先達之職にて御座候 本地役之儀は牛王を配り おはき 神剣 神馬 此施物を請本地相続申候 先達職と牛王之儀は格別之事に御座候間 被分聞召可被下候御事
- 一 本地長滝寺は大伽藍に候へとも 無縁所之義御座候へば 諸且那之施物を請 堂塔の修理 神事祭礼を相勤 数多の坊中今迄は無相違続申処に 二諦坊本地役を被押捕候故 右の条々被分聞召二諦坊被召寄如前前本地相続申様に被仰付可候 仍言上如件

白山本地長滝寺

惣中 黒印

正保三^丙改稔

御奉行様

」

是れに対し二諦坊下文郎坊、三州地藏坊より返答書(慶安元(1648)年3月)が呈出され同年12月27日長滝寺惣中江戸へ出府、二諦坊下大寄合と対決したのである⁹⁾。

其の節長滝寺伝来の宝物(繪旨、御教書、御墨付)を持参、後此の宝物は、郡上藩主遠藤備前守の江戸屋敷の蔵へ預けて置き、明暦3(1657)年の江戸大火(振袖火事)に依り焼失。また後に此の宝物の件に付き執行家と坊中の争論を巻起し、実に幕府裁決状が出るまで46年間に亘って延々と争論、訴訟が続き坊中の離反、世上の困窮も重なり終には、一山の離散ひいては衰退を招いたのである¹⁰⁾。

二諦坊の格式と地位 遠州浜松二諦坊なる坊中は、二諦坊鳳閣寺と云い元禄9(1696)年の補任であるが、醍醐三宝院門跡江戸戒定坊を江戸御役所とし(湯島天神下)同13(1700)年鳳閣寺と改称、当山派諸国袈裟頭とし浜松二諦坊を兼住し、浜松にあっては御朱印45石の寺領を持ち駿、遠、三河白山先達職秋葉山を根拠とし、將軍家御代参の格式を持ち、当山派中興の祖師聖宝理源大師廟所、峰入最大重要の儀式とされる、柴燈護摩所、吉野烏栖鳳閣寺を兼帯し、醍醐三宝院にあっては、上藤院家則ち四院家の上であり門跡に次ぐ格式を持っていたのである。

宮家準著 山伏、その行動と組織 評論社刊 卷末年表 p.394。

白鳥町史史料編 桜井家文書。岐阜県史近世八 p.187。

「 二諦坊御朱印状¹¹⁾

遠江国敷知郡海老塚村之内
参拾石寺嶋村之内拾五石
合四拾五石任先規所寄附也
并山林竹木寺中門前諸
役令免許訖次三河遠江駿河
白山先達職如在来不可有
相違之状如件

慶長八年九月十五日

家 康 朱 印 』

元々此の様な格式を持っていたのではなく、大永5(1525)年8月今川氏親(義元父)に依って、遠江国中での白山先達職を、浜松頭陀寺千手院に、浜松元魚町に所在した二諦坊には浜松之荘の内、川西の分の先達とし、是れは頭陀寺と争いがあった決められた。

静岡県立中央図書館所蔵，浜松市史(-)p.647. 頭陀寺文書

駿，遠，三河白山先達職となったのは、今川氏没落と共に徳川氏の遠江進出，次いで駿河，関東移封，徳川氏と共に勢力を伸し，正式には秀吉朱印状以後と考えられる。

天正18(1590)年12月28日付前掲の家康朱印状とはほぼ同文 静岡県久能山東照宮博物館所蔵

本論の牛王札公事以前に於いて(寛永2(1625)年~12年迄)二諦坊は秋葉山乗取りを山伏共と謀り，可唾齋(曹洞宗大洞院)より幕府へ訴え可唾齋に対し秋葉山を安緒されている事件が起っており，戦国末期より江戸初期にかけ，相当強引な版図拡張を行った様である。

静岡県立中央図書館所蔵，静岡県史料，遠州古文書 p.577~582.

修験道法度と長滝寺坊中 是れ程迄執拗に繰返し訴訟に及んだのは経済の問題(牛王札の売上，旦那場よりの奉捨)等は勿論のことであるが，此の訴訟の初期に於いては本山派，当山派との対立抗争とみられる面があり，此の時代各地に起きた争論と共通する場面があるのである。

慶長17(1612)年4月本山派霞内一円支配禁止¹²⁾ 慶長18(1613)年5月21日幕府より聖護院，三宝院それぞれに対し，

「修験道之事 先規により有り来る如く諸国の山伏筋目に任せ入峰を致すべし 当山本山各別の儀候条 諸役等互に混乱あるべからず 自今以後堅く此の旨を守り論なき様下知あるべきもの也 』

村山修一著山伏の歴史 p.347. 塙書房刊

と家康より出されこれが後々の争論に対する幕府の基本となった法度である。

此の法度に依り本山派，当山派は格別となり本山派は当山派から入峰の役銭等の徴収を禁止され，又一切の行事にも干渉することが出来なくなったのである。

此处で，本山派，当山派の性格を述べると，本山派は全国にそれぞれ拠点を持ち活躍しており，(例へば加賀馬場白山寺，越前馬場平泉寺，美濃馬場長滝寺などはいづれも天台本山派である如く)どうしても本山派，当山派と明確に幕府の介入に依る支配関係が成立し，一定の土地への定着化が起ると必然的に悶着が多くなるのが当然であり，美濃馬場にしても対二諦坊の問題にしても例外ではなかった。

次に長滝寺の中の真言宗の坊中を例としてあげると，戦国末期に活躍した阿名院道雅なる人物は(元龜3(1572)年没)あきらかに真言宗であり神澄上人とも云い勝れた験者で名僧でもあった。此の

人物は経聞坊の出である。また中之坊も真言宗として寺請も行っているのである（三宝院憲信派権少僧都阿闍梨阿名院快盛弟子，神前塞銭箱の管理権所有¹³⁷）。

此の様に長滝寺坊中には真言宗系もあり，両派入会，兼学同居であったことが明瞭である。

長滝寺坊中が揃って本山派として明確に打出すのは享保15(1730)年本山派修験改の折で，一書に

「自其聖護院宮下 則 洛東円成寺霞所にて御座候 無相違候（中略）今後当山派に成間敷旨阿名院へ一札差出候也」

長滝寺文書

此の時も一山相談の上本山派と判形し成ったのであり，溯っても寛文4（1664）年宗旨御改め，寛文5（1665）年東叡山末となって以来と考えられるのである。但し真言宗則ち当山派とは決められないことは明記しておく（註3参照）。云うなれば長滝寺坊中に当山派が存在して居れば，本末を争ったのであり，又本山派であれば旦那場の争奪を演じたものであって本山派が大勢を示すのならば，当山派の入峰役銭の徴収，諸道具の売付などは出来ず経済的には，長滝寺を素通りし，塞銭も志次第となり，此の悲壮なまでの訴訟となったものである。

此の訴訟以後のことであるが，牛王札に付いては平泉寺よりの支配を受け宝暦10（1760）年には世上の困窮，旦那方の奉捨の皆無等に依って役銭が出せず板木，許状共に返進しているのである。

慶安の対決の結果 牛王札の訴訟は慶安の対決にて解決したとは考えにくく，則ち荘厳講執事帖の慶安2（1649）年2月の項に

「慶安元年極月廿七日に 一山の衆徒江戸へ罷下候 子細は先達二譚坊と牛王之公事寛永十三年に出来致 同五月江戸へ下 等覚坊 大日坊 円行坊在江戸 其己後替々に御訴訟に相詰候へ共終不別理非 慶安元年に右京進（亮）殿 御サハキを以 既可受非義之処に 同極月に一山衆徒罷下」

と有り又時代は下るが天保11（1840）年の三社再建願の文中に

「承応年中遠州二譚坊と白山先達職に付き争論取結公事候処 三遠両国之旦那終に被押領剩 当山近村と度々山論出来仕 御領主へ相願候故彼是と入用相懸り其外一山仲間之内宝物之義付争論出来仕是又及公訴其入用金に資材 新具（宮山の材木 神具）売払 終には寺を捨離散仕」

若宮家文書

承応年中に一応の裁決があったとしても，後明暦の江戸の大火に依り宝物等を焼失したとすれば，なほ長滝寺より再訴訟の気構へがあったと思はれるのである。

旦那場の去就 三州檀那の帳（元禄8（1695）年5月吉祥日改之本覚坊）に依ると現在の知多半島より船で渥美半島方面へ，牛王札，おはけ等を配っており三河全部ではなく，又白山参詣帳に依れば宝永元（1704）年6月二譚坊足下の遠州浜松一円等と記されて併せて52ヶ村，地藏坊，禅養坊（長滝寺坊中）旦那所と有り遠江も全部ではなく結果としては両者入会になったと推察されるのである。

経聞坊文書

神主家対坊中争論とその背景 延宝年間に起きた神主執行家よりの訴訟も，焼失以後坊中と取沙汰があったのであるが遂に延宝4（1676）年公訴に発展しこれに付いて，荘厳講執事帖延宝7（1679）年の項に

「延宝四年に御公儀御役人衆御取扱に而一埒明候 当地御宝物公事 又癸未の七月十八日に執行八

幡へ被罷出 色々申分仕候に付 寺社奉行（郡上藩庁）取扱にて神主存分に成寄候へ共 御宝物の御訴訟不叶申候間 江戸へ罷下り可申由にて八月十八日執行 禅養坊江戸へ罷下り被申候 同日坊中も罷帰申候 執行御書坊中返答有 年行事に渡置候」

此の折は郡上藩江戸上屋敷へ直訴したのであるが、遠藤備前守機嫌を損ね埒明かず（坊中文書有り）大垣藩戸田左門公が仲裁に乗り出し、遠藤新六郎と連判にて双方へ申渡書が出されたのである。しかし神主執行職これを納得せず、延宝8（1680）年正月幕府寺社奉行へ公訴に及んだのである。そして3月18日月番松平山城守宅にて板倉石見守立合のもとに双方の対決となり4月9日月番板倉石見守役宅にて裁決状が下ったのである。

此の争論は唯宝物のみで、是れ程強引に訴へたのではなく種々の問題を抱えており、一方時の郡上藩は延宝4（1676）年頃より農民騒動、家中の対立不和、家臣団の大量処分、大垣藩、尾州藩よりの藩境迄出兵、大垣藩戸田一閑公介入等郡上藩としては、到底裁き切れず江戸へ出府となったのである¹⁴⁾。

此処で神主執行職の職分に付いて説明を加へると、神主執行職とは神主の執行と云う意味ではなく、神主筆頭職と白山中宮長滝寺の執行職を併せて持っており、中世以来世襲重代職として、白山中宮長滝寺に於いて高い地位と格式を持っていたのである。又宝物（繪旨、御教書、御墨付）等も代々管理し、神殿の奥深く秘蔵されていたのである。

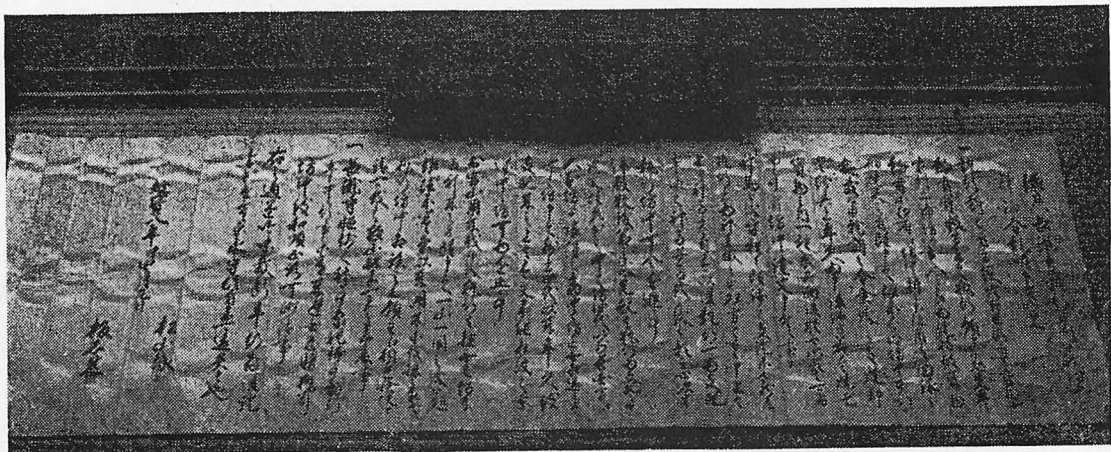


写真3 執行，社僧争論裁許状

濃羽長滝寺執行と同所社僧中諍論令糺明申渡覚

若宮家所蔵 S47.4.2.写

神主家からの訴訟は訴状と幕府裁決状を見るに、神主禰宜法度に基づいて出されている面が多分に有り、宝物に関する訴訟ではあったが、新たに神主家が法度に依り力を得た事は見逃せない。次に郡上藩より出された法度をのせ幕府裁決文と対比せられ度い。

郡上郡神職社人法度

「一 公儀御法度堅可有遵守之事

- 一 社人所其崇敬之神社平日見廻 諸事宜有裁判之并經典祭器宝物等恒可被入念之事
- 一 新規之堂社雖為少分之義停止之事
- 一 神道伝受之外不可被雑新法異説之事
- 附 非礼之祈禱立願等 若相頼族雖有之一円不可有許容之事
- 一 神田不寄多少 抑留有間敷之事
- 一 非義之一列可禁止之事

- 一 走込其外不審成者一円被留置間敷之事
附 諸牢人不可被留置 若無執由緒有之族は役人之可有其届事
- 一 己前相済諍論等再訴之儀 可偽停止之事
- 一 社辺竹木猥伐採之儀停止之 若堂社入用之節は役人之相違可被任差凶之事
右之趣可有承知 委曲寺社役人之覚書渡置之間可被相談者也
寛文八年二月 日

遠 藤 備 前 守 (常友) 』

岐阜県史近世八 p.183.

神主禰宜法度は、寛文5(1665)年7月12日に出されており、是れによると神職の許状は京都の神祇管領吉田家から受ける事に成り是れまで寺院中心であった法度も神道を一派として、幕権の介入が始ったのである。

長滝寺に於いても同時に 出された 諸宗寺院法度中本末制度の強化により、寛文5(1665)年より東叡山末となっており、又著しく寺院活動の制限を受け大きく後退する時代でもあった。是れに付いて坊中宝幢坊文書寛文5(1665)年の項に、

「本寺無きは禁制に付当寺は 今年より 東叡山末寺と相成り 漸 其支配を受くる事に成りたれば当山の勢力は恰も落日の情態を呈せり」と記載されている。しかしこの本末関係だけではなく東叡山末と成る事に依って、幕権の介入を容易ならしめた事にも依るものである。是れまで寺院中心であった、宗教法度も神道に介入する事によって、神仏混淆であいまいであった神社ははっきりと其の性格を明らかにし、神職の地位も明確に打出される様になったのである。

幕府の目的は、寺院勢力の抑制神宮寺に於ける神仏分離であるが、その背景には折から興りつつあった国学、儒学、朱子学の影響等も大いに考えねばならないのである。

宗教統制について 江戸初期に出された諸法度を見るに、慶長6(1601)年幕府開府と共に 出され、金地院崇伝(幕府寺社奉行の前身僧録司)をして諸法度を出さしめたが、それは政治的支配を目的としながらはっきりと打出しては居らず、寺院の立場を考慮し乍らの法度であった。

次に金地院崇伝が没したその後に、武家に依る寺社奉行が設置されると共に、各項目別に出され諸宗本山末寺帳、キリシタン禁制の強化とそれに伴う五人組寺請、宗門人別帳作製等。

此の頃には各藩にも、寺社奉行、宗門改役等が置かれ一応の幕府の宗教界に於ける支配体制は確立され強化されてゆき完全に政治目的を盛込んだのである。

上述のことに付いて圭室文雄氏は、幕府の仏教政策は草創期の自主的統制から成立期の本格的統制に移行していた、是れを理念的にみれば、金地院崇伝から、林羅山への転換であった。

つまり幕藩体制の宗教としての仏教の品位を如何に高めるかと云う政策から、幕藩体制を強化する為に仏教の理念とその経済力を如何に弱はめるかに問題が移って行った。

圭室文雄著、江戸幕府の宗教統制 評論社刊

又藤井学氏は、

幕府の寺院統制の方法が、寺院本末制度の整備固定化であるとする、次に民衆を統制した方法は宗門改の制度と、それから派生した寺請、寺檀制度であると云える。

日本歴史近世3.論文藤井学氏、江戸幕府の宗教統制 p.146. 岩波書店

そして前項にもふれたが、寛文5(1665)年7月の諸宗寺院法度が発令され今迄の各個別々に出されていたのが、一括して出された事である。此の法度は二種あり家綱朱印を以て、諸宗法式を守るべ

き事、寺院住持の資格、本末制度、檀家制度、徒党禁止、国法に背く者の処置、寺院修理の制限、寺領の売買の禁止、師弟契約の規制等、

他の一つは老中連署名を以て、
僧侶の衣鉢服装、檀方建立寺院住職契約の事、金銀を以て後住の契約をする事の禁止、女人の寺中宿泊の禁止。

主室文雄著、江戸幕府の宗教統制 p.93. 評論社刊

以上の様に幕府の姿勢は明確に打出されやがて是れ等の、法度を集約し民衆に対して出されたものとして東照権現様15ヶ条宗門寺檀請合定を掲げなければならない。

白鳥町史史料編、悲願寺文書

是に付いて藤井学氏は、年代的に偽装され出されたもので、元禄4(1696)年以後に出されたものであると、条目の内悲田派禁止の項を掲げ指摘されている。(悲田派とは日蓮宗悲田不受不施派)

日本歴史近世3.江戸幕府の宗教統制 p.158. 岩波書店

此処では一応目安として取り上げる、内容は切支丹禁制、不受不施禁制、悲田派の禁止、宗門請、死後の相を以て邪宗でないか見届ける事、死後は宗門の指揮、引導を受ける事、宗門寺を差置いて他の僧に頼まぬ事、必ず宗門請を受ける事、以下略等と細かく規定されており、寺院も民衆も政治体制の中に組込まれ、完全支配を受ける様になり、民衆は生れる前から死後に至る迄、僧侶は仏教本来の教義勉強から離れ、幕府の政治体制の末端の組織として、宗門寺として、その関係に依寄り沈滞してゆくのである。

宗教統制に依って変動する仏教界を宇井伯寿氏は、此の如きは仏教の趣旨から見れば、甚だしく相異なることで政治統制の必要から出たものである為に、仏教は政治に左右され又は、利用せられたもの、殊に仏教僧伽の性質は全く改失せられたものである。寺檀の結合は他国に例のないことで是を衣食の方面に利用したから、其の結果は清新発瀾の気風を散亡せしめ、偷安姑息に沈滞せしめるに至ったのである。

外には整然たる統制が行はれ法度に依って一糸乱れざる状態であったが、是れは凡てを固定化する所以であり、潑瀾たる生命ある布教の如きは為に阻害せられるに至ったと考えられる。

殊に宗門帳の如きは、仏教としてあり得べからざる寺檀関係を確立したもので、寺院が檀徒に支配制肘せられる如き風習すら起らしめた。

此の如き余弊は是を凡て除く抜本塞源の方法を考えるにしてもこの幕府の存する限り全く施され得るものではないから、仏教本然の姿には還るを得ないのである。

宇井伯寿著、日本仏教概史 p.145~6 p.280. 岩波書店刊

宗教統制も全体を通してみると、幕府の法度も前述の如く、慶長年間から元和元年頃迄と、寛永年間から寛文初年頃迄、それに寛文5年以降と、三期位に其の内容も変容しており、最初は各宗派寺院別に規律を糾し、次の段階に於いてはキリシタン禁制と弾圧、日蓮宗不受不施派禁止等、是等には厳罰を以て対処し、其の強権振を知らしめ、そして寛文の諸宗寺院法度、神主禰宜法度等が出されるに及んで、是皆一律に守るべき旨を明示し、幕府の政治目的による宗教界支配体制は確立されていったのである。

修験道法度も前項の三ヶ条だけではなく、全国的な法度としては、元和年間に一回、寛永年間に当山派に対し二回、寛文年間に集中的に八回出され、一方高野山、吉野、羽黒其の外各地に争論の絶間がなく、修験道界に於いてもなお厳しく臨んだのである。

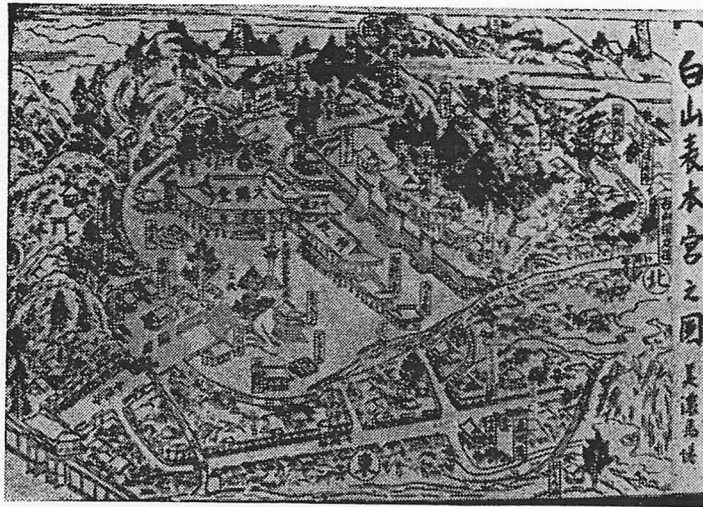


写真4 木版刷濃羽長滝寺古絵図

若宮家所蔵 S47.11.1. 写

結 び 曾って^{いつきのにわ}は白山修験道と一派を成し神仙遊止の馬場として、又^{いつきのにわ}齋庭として、西の麓加賀馬場白山本宮白山寺（石川県石川郡鶴来町）、南の麓越前馬場白山中宮平泉寺（福井県勝山市平泉寺町）、東の麓美濃馬場白山本地中宮長滝寺（岐阜県郡上郡白鳥町）が開かれ志ら山の神々が鎮^{しづまりまし}坐し、白山登拜の道として、是れ等の馬場より禅定道が開かれ、山に千人、道中に千人、麓に千人と^{しらやまひめ}うたわれ、秀麗な姿そのもの如く白山比咩命、白山妙理大権現と崇敬され、上代よりそして万葉の昔から歌に詠れ史実に顕はれ今日なお多くの人々から、厚い信仰を得ているのであるが、戦国時代から漸く衰退の兆をみせ、加えて江戸幕府開府と共に幕府の政治目的に依る宗教の政治体制への組入と成り、宗教自体も幕府の体制の中の宗教として大きく変容を強いられた。此の時代にあつて山岳仏教から平地一般寺院へと、各種の法度に依つて制約を受け変容を強いられ乍らも、白山本地中宮と云う面子を持って牛王札の発行の本末を争つた事は、白山信仰に於ける本末関係であるがたとえ其の相手が、二誦坊ではあつたが幕府開府と共に、真言宗醍醐三宝院を筆頭として、好調なまとまりを見せ統制されてゆく当山派に対しての挑戦であり、ひいては幕権に対する戦いであつたのである。

此の牛王札の訴訟も、丁度寺社奉行設置の頃より訴訟が起され、初期の段階では前項で触れたが其の去就は修験道法度に依り、又牛王札発行は白山信仰体の中の本末関係で、と云つた様に幕府が対処したと十分に推察されるのである。

幕府が各地の大社、大寺、信仰体の分離解体を望み、其の方針に添つて対処した事は事実で有り、白山信仰体も例外ではなかつた。

戦国時代から完全な姿で残つていたのは、長滝寺のみであり、幕府も見逃すはずもなく延々と訴訟を引延し争わせ自らの弱体を待つていたのである。

刻々と変る宗教界 社会の変動に逸速く対処し転進する才覚 識見が欲しかったと惜しまれるのであるが、最早世の大勢は幕府の封建支配体制の確立と共に其の中にあつてどうすることも出来得なくなつていたのである。

註

1 牛王札 牛王宝印と奉書に刷つた護符、又裏面に誓旨を書き起請文の用紙等に使はれた。写真参照の事。

2(イ) 石徹白騒動 宝暦5年杉本左近一党石徹白追放，宝暦6年8月老中へ駕籠訴，是れは寺社奉行に握り潰される，宝暦7年7月21日箱訴8月21日審理開始。

(ロ) 宝暦農民一揆 宝暦5年訴願始り8年上記の騒動と併せて裁決が下り其の処分は幕閣に連らなる者迄受ける。此の二つの騒動は一般に宝暦騒動と解され易いが全くの別件であり，処分が大きかったのも二件併せての相乗的なものである。

(ハ) 北国白山騒擾 本論の場合は寛保2年7月より3年6月25日裁決の事件を云う。此の時には石徹白豊前，3年2月11日以後江戸鳳閣寺へ度々挨拶に出ており，又鳳閣寺より御祝儀として赤飯老重ねを出し時が過ぎれば昨日の敵は今日の友そうではないまでも鳳閣寺の後楯を望んだことは推察される。

白鳥町史史料編 石徹白家文書

3 修験道各派に於いて本山派，聖護院，当山派，三宝院と明瞭に打出すのは，慶長も中ば過ぎであり，江戸開府と共に幕府の宗教統制に依り，二大系列化されてゆくのである。天台，真言宗とは直接的な関係ではなく，修験方(道)に於いて本山当山派と云うことである。

4 古文書等は白鳥町史史料編より，文法，かなづかい，おくりがなはほぼ其の儘引用

5 宝幢坊文書，右京殿，出雲殿とあるは共に寺社奉行，安藤右京亮重長，松平出雲守勝隆

6(イ) 御師，石徹白の場合は夏山のシーズン中登山者(登拝，禅定)を案内し，冬場，御札，おはき等を持参し，各旦那場を廻国し初穂(代金)を取り勧進して歩いた。長滝寺経聞坊旦那帳に依れば茶，薬，針，弊帛花，揚枝，扇子，神剣，杓子等も配られていた。

(ロ) 旦那場は檀家と考えてよく一定の契約をし，判形して各々の御師等が揚持を決め他所に入ることはなかった，此の御師の持場には株の様な利権(販売権)を併せ持っており，権利が売買される事があった。

7 正保四年の長滝寺の訴状は，二諦坊下の横暴を訴へたもので，その内容は長滝寺坊中，等覚坊弟子駿河嶋田を通行中，二諦坊坊下宝教坊，快泉坊と出合い，無理に荷物を切ほどき旦那帳を奪取され，遠州井野谷では，長滝寺明行坊の宿へ，二諦坊坊下文郎坊が加勢の人数を引連れ荷物を押捕り，同じく等覚坊も遠州中郡にて山伏に取囲かれ一札判形をさせられ，同じく大日坊も三州大海村にて旦那判帳を取られ其の上一札判形しなければ，命を取ると抜刀で取囲まれ，その外牛王札，荷物を奪取されたと，二諦坊坊下を呼寄せ吟味され，本地役を安堵され度いと訴へたのである。

正保3年の訴状は公事の全容を理解して戴く為に後先になったが，記載したものである。

宝幢坊文書，正保四年八月 白山長滝寺謹訴状，幕府寺社奉行宛より

8(イ) おはき，御札，弊帛花(菊，桜，牡丹，椿，けし等の造花を一輪宛奉書で熨斗型に包んだもの)現在でも毎年正月6日の延年の舞の当日売出されており購入することが出来る。

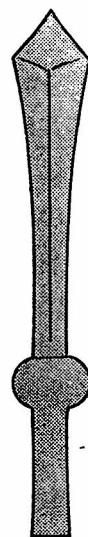
(ロ) 神剣，神社等に奉納されている大刀等も神剣であるが，白山中宮長滝寺の場合(各地の白山神社も含む)不動剣のミニチュアを奉納する(15厘から30厘位の長さで初穂(代金)により大小がある)。

白山比咩命・菊理媛命は武神，刃物(刀剣類)の神として崇敬されている所以。

(ハ) 精進屋，登拝に必要な白浄衣，杖，草履，手拭，手甲，脚伴等を売る処

9 二諦坊大寄合とは，本文二諦坊の地位格式の項参照の事。

10 神主執行家は中世より世襲重代職，一応の目安として，寛文9年板倉周防守御内検拝領高帳(若宮家文書)に依り，受領高順に阿名院13.1石，執行家



神剣(奉納用
15cm? 30cm位)

拙蔵 白山写真集より模写

13石弱，経聞坊 12.6 石余，明堯坊 8.2 石余，等覚坊 7.5 石余，宝幢坊 4.3 石余以下合せて 104 石余 25 家，門前家来 19 軒此の外寄進領は別

11 二諦坊なる坊号は，一坊名ではなく浜松に於ける総称で，其の下に末寺を従えていたのである。

二諦坊は浜松市本称寺裏の丘上に有った白山神社の別当寺で社殿並に坊舎荘厳であったが，享保 8 (1723) 年 5 月 4 日，二諦坊より出火，全建物を焼失，其の後再建されたが旧観に復するに至らなかった。

明治以降は廢寺，白山社跡は白山下の地名を残している。朱印状の内寺嶋村は現在寺嶋町工場地帯
静岡県立中央図書館蔵，浜松市史(全)p. 815.

12 慶長 17 年 4 月の本山派の霞内一円支配禁止は寛文 8 年 12 月寺社奉行をして，証文が有る限り本山派の霞支配を認む旨が出される(修験下知状) 圭室文雄著，江戸幕府の宗教統制 卷末年表 評論社刊

長滝寺に修験下知状が伝わって居らず，考慮しながらも本文に取り上げなかった。仮りに長滝寺に存在していたとしたら寛文 8 年以降は対二諦坊との確執は沙汰止みと成り駿河，遠江，三河に於いては両者入会となったと思われる。是れは仮説である事明記しておく。

13 阿名院は此の道雅が開基，経聞坊より分地以後，長滝寺に於いては座主職(重代職) 寛文 5 年東叡山末以後は輪王寺に有っては，院家格扱い，慶長年間より天台宗清僧，非滅罪寺院。若宮家文書，経聞坊文書，宝幢坊文書より編

14 人名に付いて

- イ 遠藤備前守常友 郡上藩主，室氏信公の女
- ロ 遠藤新六郎常照 郡上藩，分地 2,000 石，常友公の弟
- ハ 戸田左門公 大垣藩，3 代，氏西公当主
- ニ 戸田一閑公 大垣藩，2 代，氏信公隠居
- ホ 板倉石見守重種 寺社奉行
- ヘ 松平山城守重治 寺社奉行

大垣市立図書館蔵，大垣市史，経聞坊文書遠藤氏家系図，日本宗教史年表 笠原一男編 評論社刊
本論の研究取材調査に付いて，格別の御配慮を賜った白山神社神主執行家，若宮成光先生，二諦坊文書に付いて御尽力賜った静岡県久能山東照宮博物館主任，森威史先生各位の方々に誌上にて厚く御礼申し上げます。

引用参考文献

白鳥町史史料編 白鳥町発行

(修験道法度関係)

村山修一著 山伏の歴史 塙書房刊

戸川安章著 修験道と民俗 岩崎美術社刊

宮家 準著 山伏，その行動と組織 評論社刊

戸川安章著 出羽三山修験道の研究 佼成出版社刊

和歌森太郎著 修験道史の研究 東洋文庫 平凡社刊

日本ミイラ研究グループ 日本ミイラの研究 平凡社刊

和歌森太郎著 山伏 中央公論社刊

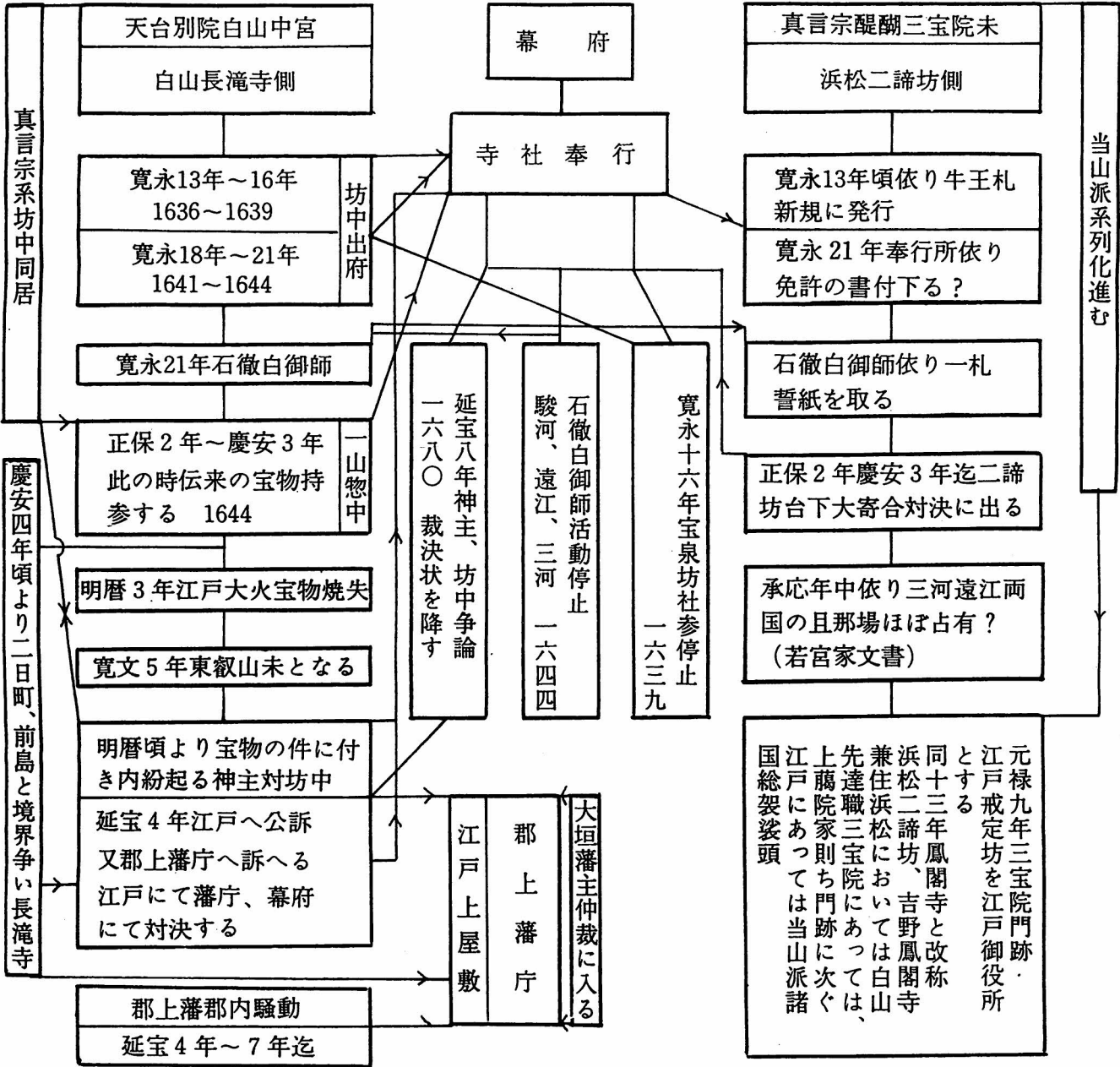
(宗教統制関係)

圭室文雄著 江戸幕府の宗教統制 評論社刊

笠原一雄編 宗教史年表 評論社刊

藤井 学 江戸幕府の宗教統制 岩波講座日本歴史近世3 岩波書店刊
宇井伯寿著 日本仏教概史 岩波書店刊
裕慈 弘著 天台宗史概説 大蔵出版社刊
岐阜県史近世八 岐阜県発行
白峰村史上下巻 白峰村発行
日本民俗事典 大塚民俗学会編 弘文堂刊
宗教学辞典 小口偉一 堀 一郎監修 東京大学出版会刊
新仏教辞典 中村元監修 誠信書房刊
姓氏家系大辞典 太田 亮著 角川店書刊
(レファレンスに依る資料)
大垣図書館所蔵 大垣市史上
静岡県立中央図書館所蔵
浜松市史 (一) p. 647 頭陀寺文書
浜松市史 (全) p. 815
静岡県史料 遠州古文書 p. 577~582
掛川誌稿全 p. 391~401
(史料)
二諦坊朱印状 (写) 秀吉以下13通 久能山東照宮博物館御提供
幕府判決文 (写) 白山神社若宮家御提供
牛王版木 (写)
(拙稿)
白山編年表
白山信仰の研究の内
白山本地中宮長滝寺と遠州浜松二諦坊牛王札公事の記録

長滝寺対二諦坊公事(訴訟)図表



松本秀夫編